

第69回高知市文化祭参加行事の募集について

高知市文化祭執行委員会では、春の市民文化の祭典「第69回（平成29年度）高知市文化祭」の参加行事を募集します。対象は4月1日～6月30日の期間に高知市内で開催される行事で、コンサートや発表会、展示会等様々な文化行事です。

皆様の日頃の活動の成果を多くの方に鑑賞していただく発表の場として、ふるってご参加くださいますようご案内いたします。

また、活動支援事業として、参加実績に応じた助成制度があります。助成制度についての詳細は、裏面の「文化祭参加行事に対する助成制度について（助成要領）」をご覧ください。

記

◇文化祭参加資格

平成29年4月1日～6月30日に高知市内で開催される文化行事で、市民の文化活動の振興と発展に寄与すると判断される内容の行事。

◇参加及び助成金申込方法（提出書類）

- ・第69回高知市文化祭参加申込書（1部）
 - ・団体概要書（1部）
 - ・その他（申請行事参考資料：団体概要書・規約・会則等）
- ※団体概要書及び規約・会則等を提出済みの団体は省略可。
ただし、変更があった場合は提出すること。

◇受付期間

平成29年1月10日（火）午前9時～2月10日（金）午後5時まで（必着）

◇提出先及びお問い合わせ先

公益財団法人高知市文化振興事業団内
高知市文化祭執行委員会事務局（担当：岡田・西川・吉村）
〒780-8529 高知市九反田2-1 高知市文化プラザかるぼーと8階
TEL：883-5071 FAX：883-5069

※郵送での申し込み可。月曜日は休館で、駐車場は有料です。ご了承ください。

文化祭参加行事に対する助成制度について（助成要領）

高知市文化祭執行委員会は、参加行事に対して継続した文化の振興と発展を目的に、下記の要領で助成金の支給を行っています。ただし、助成金額には年度ごとに総枠がありますので、参加団体数等の諸事情によって、助成金に変更がある場合がありますのでご了承ください。ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

記

[1]文化行事に対する助成（継続して活動する行事を支援する助成制度）

- 初参加の行事 ⇒執行委員会の名義後援のみ（助成金の支給はありません）
- 2回～4回参加の行事 ⇒執行委員会の後援及び助成金の支給
助成金額（映像以外 30,000円 映像 10,000円）
- 5回以上参加の行事 ⇒執行委員会との共催及び助成金の支給
助成金額（映像以外 50,000円 映像 30,000円）

※回数は原則、「連続参加」の回数です。

5回以上参加の行事でも、その後3年以上不参加が続いた場合や、事業評価が著しく低いと評価された場合など、支援の内容が下がる場合があります。

[2]特別共催行事に対する助成（執行委員会が特別に必要と認めた行事を重点的に支援する助成制度）

- 申請者から「特別共催行事」としての申請を受け、委員会の審査により特別共催金を決定します。
（例：特別な招聘公演、他団体とのコラボレーション企画等、通年より特別に助成を必要とする事業等）
※文化祭へ初参加の団体は対象外です。

[3]文化祭参加申込書等必要書類の提出

- 提出書類を審査し、助成金額を決定します。

[4]実績報告書・請求書の提出

- 行事終了後、期限内に実績報告書等を提出してください。
※期限内に報告書の提出がない場合は、助成金を支給いたしません。

[5]助成金の支給

- 実績報告書を確認し助成金を支給します。
※助成金額は助成対象経費の1/3を超えない範囲で支給します。
- 審査過程で、報告書の内容について説明を求める場合があります。

第69回高知市文化祭開催要項

1 趣 旨

高知市の各種文化団体並びに広く市民に対し、作品発表と公演の機会を提供してその活動を助長するとともに、すぐれた芸術文化の鑑賞の機会をつくり、本事業が意義ある事業として大きな成果を上げ、郷土の文化活動の向上をはかることを目的として開催する。

2 主 催

高知市文化祭執行委員会・公益財団法人高知市文化振興事業団・高知市教育委員会

3 共 催（予定を含む）

各種文化団体・高知新聞社・NHK高知放送局・RKC高知放送・KUTVテレビ高知・KSSさんさんテレビ

4 期 間

平成29年4月1日(土)～6月30日(金)（開催日が数日間にわたる場合は、初日がこの期間内であること）

5 文化祭の行事の概要

(1) 行事の内容

映像・演劇・音楽・舞踊・展示・文芸・その他の7部門で開催する。

(2) 行事の実施区分

行事の実施にあたっては、主催・共催・後援の区分によって行ない、共催行事・後援行事は、広く市民から参加を募って実施する。また、共催行事のなかで本年度が通年ではない特別な事業である場合、別途の申し出に基づき「特別共催行事」を指定する。なお、共催（特別共催を含む）及び後援行事の区分は委員会が決定する。

(3) 共催行事・後援行事への支援

参加が決定された行事は、それぞれの区分によって定められた活動費を助成する。また、全ての参加行事を掲載した「高知市文化祭参加行事ガイド」の作成や、高知市広報誌「あかるいまち」にも情報を掲載し、広く市民にPRする。

なお、活動費助成については、同一団体の複数行事の参加及び初参加は原則名義後援とする。

6 共催行事・後援行事への参加資格と参加方法

(1) 参加資格

上記期間中に高知市内で開催される行事であって、市民の文化活動の振興と発展に寄与すると判断される内容を持つ行事。但し、主催する個人もしくは団体が次の事項に該当するものは参加できない。

(ア) 単なる営利行為や売名行為などを目的とする公共性を持たない活動をする個人や団体

(イ) 政治活動や宗教活動を主たる目的とする個人や団体

(ウ) その他、委員会が不相当と判断した個人や団体

(2) 参加方法

「第69回高知市文化祭参加申込書」・「団体概要書」等を記入し、下記へ申し込むこと。

<申し込み期間> 平成29年1月10日(火)～2月10日(金) 午後5時必着

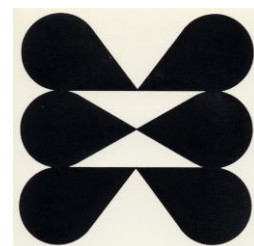
<申し込み先> 〒780-8529 高知市九反田2-1 公益財団法人高知市文化振興事業団内
高知市文化祭執行委員会事務局 TEL 883-5071 FAX 883-5069

7 行事実施上の遵守事項

(1) すべての参加行事は、ポスター・看板・目録・ちらし・プログラム等に「第69回高知市文化祭参加行事」と明記し、シンボルマークを使用すること。また、「高知市文化祭執行委員会」の名称を使用するときは、事前に事務局に連絡し、指示を受けること。

(2) 参加決定の行事は、入場料の有料無料を問わず、高知市文化祭執行委員・顧問・事務局員が自由に入場できるようにすること。

(3) 委員会から助成金を受けた個人並びに団体は、8月15日(火)までに、行事実績報告書・助成金請求書を事務局に提出すること。



シンボルマーク

8 その他

各種報道機関・行政等の「後援・共催」については、それぞれの団体が直接申請し許可を受けること。

第69回高知市文化祭参加申込書

申請日 平成29年 月 日

部門	映像・演劇・音楽・舞踊・展示・文芸・その他			(該当する部門を○で囲んでください)	
行事名	(ふりがな)				
団体名	(ふりがな)		代表者	氏名	(ふりがな)
開催日 時間	月 日() : ~ :			住所	〒 Tel
	月 日() : ~ :		連絡責任者	氏名	(ふりがな)
	備考			住所	〒 Tel
開催会場					
入場料	無料	整理券	なし あり (で取り扱い)		
	有料	前売り			
		当日			
申請行事内容 (内容は「文化祭参加行事ガイド」に掲載します)					
文化祭ガイドと実績報告書に掲載する氏名と連絡先					
氏名					
連絡先	Tel				

予算書

(単位:円)

収入額		支出額			
		助成対象経費		助成対象外経費	
入場料		会場料		広告宣伝費	
広告収入		音響料		通信費	
出品料		照明料		記録費	
その他の収入		舞台美術費		保険料	
自己負担金		公演料・出演料		ケータリング	
		指導者謝金		事務局費	
文化祭助成見込		音楽・脚本料		その他の雑費	
		著作権使用料			
		旅費・交通費			
		印刷費			
		小計(a)		小計(b)	
合計				合計(a+b)	

☆注意事項☆ 団体概要書(別紙)と団体の規約・会則等は申請と同時に提出してください。
 申請受付の締め切りは、平成29年2月10日(金)午後5時です。期限を厳守してください。

第69回高知市文化祭 特別共催申請書

申請日 平成29年 月 日

本行事は、下記の「特別共催の条件」に該当するので、高知市文化祭特別共催行事に申請します。

行事名			
団体名			
代表者	氏名		TEL
	住所	〒	
特別共催を希望する理由			
共催金の 使途計画	特別共催金希望額	円 ※ 別様の参加申込書の予算書に記載している自己負担金額の範囲内で20万円以内であること。	
	主な使途の内容		

<特別共催の条件>

特別共催とは、通年行事ではない「他団体とのコラボレーション企画」や「特別ゲスト出演公演」などの特別な行事で、それに伴い通年以上の費用が必要となった場合を対象とする。

<選考・決定>

- 特別共催行事は、申請のあったものの中から高知市文化祭執行委員会で選考して決定する。
- 特別共催金は、当該行事の自己負担金額の範囲内で、原則1件20万円以内とする。よって希望額は別紙「高知市文化祭参加申込書」の予算書の自己負担金を超えない額とすること。